

令和6年第2回（6月）大磯町議会定例会

議 案 第 27 号 説 明 資 料

令和6年6月4日

大磯町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

資 料

改正概要	1
改正内容	1
新旧対照表	2

総 務 課

大磯町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正概要

本町では、近年、国内で発生した災害により、甚大な被害を受けた被災自治体の業務を支援するため、職員を派遣してきた実績があります。

一方で、危険を伴う被災地での支援活動に従事する職員に対し、当該業務に係る特殊勤務手当は設けていませんでした。

今後、県外で発生した大規模災害の被災地において、支援業務に従事する職員に特殊勤務手当を支給するため、規定の改正を行うものです。

2 改正内容

特殊勤務手当の種類に災害復旧等従事手当を新たに追加し、この支給に係る規定を整備します。

(1) 支給要件

異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した県外の被災自治体において行う災害対応に係る業務に従事したとき。

(2) 支給金額

日額 3,480 円

(3) 施行日

公布の日から施行します。

大磯町職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
第1条 省略 (特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)・(2) 省略 (3) <u>災害復旧等従事手当</u> 第3条・第4条 省略 (<u>災害復旧等従事手当</u>) 第5条 <u>災害復旧等従事手当は、職員が異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した県外の被災自治体において行う災害対応に係る業務に従事したときに支給する。</u> 2 <u>前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、3,480円とする。</u> (支給方法) 第6条 省略 (委任) 第7条 省略 <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	第1条 省略 (特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)・(2) 省略 第3条・第4条 省略 (支給方法) 第5条 省略 (委任) 第6条 省略